四二八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会を登録した件　一一　六
四二九　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一一　六
四三〇　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　一二　七
四三一　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　一二　七
四三二　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　一二　七
四三三　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　一五　一〇
四三八　都市計画に関する件　一六　一〇
四三九　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　一〇
四四〇　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　一六　一〇
四四四　都市公園法の規定に基づく都市公園を設置すべき区域を定める件　一七　一〇
四四五　保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件　一七　一〇
四四六　土地区画整理事業の施行規程の変更を認可した件　一八　一〇
四四七　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　一八　一〇
四四八　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　一八　一〇
四四九　施設の養成業務の廃止に関する件　一八　一〇
四五〇　高速自動車国道に関する件　一九　一〇
四五一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　一〇
四五四　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　一〇
四五五　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一九　一〇
四五六　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一九　一〇
四五七　砂防法第二条の土地を指定する件　二一　一〇
四五八　広島ヘリポートの施設について告示した事項に変更を加えた件　二二　86
四五九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二三　六
四六〇　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　二四　一〇
四六一　水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件　二五　三
四六二　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件　二五　三
四六三　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件　二六　九
四六四　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件　三〇　七
四六五　砂防法第二条の土地を指定する件　三〇　七
四六六　直轄砂防工事を施行する件　三〇　七
四六七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　三〇　七
四六八　信号符字を点附した件　三〇　八
四六九　信号符字を取り消した件　三〇　八
四七〇　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　三〇　八
四七一　**観光庁**　公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間　一　69　九一
四　通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示　一　69　一〇〇
五　旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づき観光庁長官の定める区域を定める告示の一部を改正する告示　一　69　一〇一
六　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二五　四
七一　**気象庁**　気象測器の型式を証明した件　一八　六
七六　**海上保安庁**　水路測量の実施に関する件　一　七
七七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき登録確認機関の氏名又は名称を変更する件　二　七
七八三　航路標識に関する件　二　71　一三
八四七　〃　三　八
八八九二　〃　四　八
九三九九　〃　一六　七
一〇〇　水路測量の実施に関する件　一七　一〇
一〇一　〃　三〇　九
一〇二　航路標識に関する件　三〇　一〇
四三　**環境省**　平成二十三年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件　一二　四
四四　動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件　二五　五
四五　特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目の一部を改正する件　二五　五
四六　特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部を改正する件　二五　五
四七　第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目を定める件　二五　五
三　**原子力規制委員会**　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示　一二　79　三七
五九　**防衛省**　海上における射撃訓練を実施する件　一　七
六〇三　海上における射撃訓練等を実施する件　一　七
六〇四　自衛隊法第八十三条第一項及び第二項並びに災害対策基本法第六十八条の二第一項及び第二項の防衛大臣が指定する者　五　五
六五　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件　五　五
六六　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　八　六
六七〇　海上における空対空射撃訓練を実施する件　一二　四
七一　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　一二　五
七二　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一二　五
七三　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一二　五
七四　海上における空対空射撃訓練を実施する件　一二　五
七五六　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一二　五
七七九　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件　一二　六
七七八　海上における射撃訓練を実施する件　一二　六
八〇一　〃　一七　一〇〇
八〇八　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用の条件変更が決定された件　二五　七
八二五　海上における射撃訓練を実施する件　二六　一〇